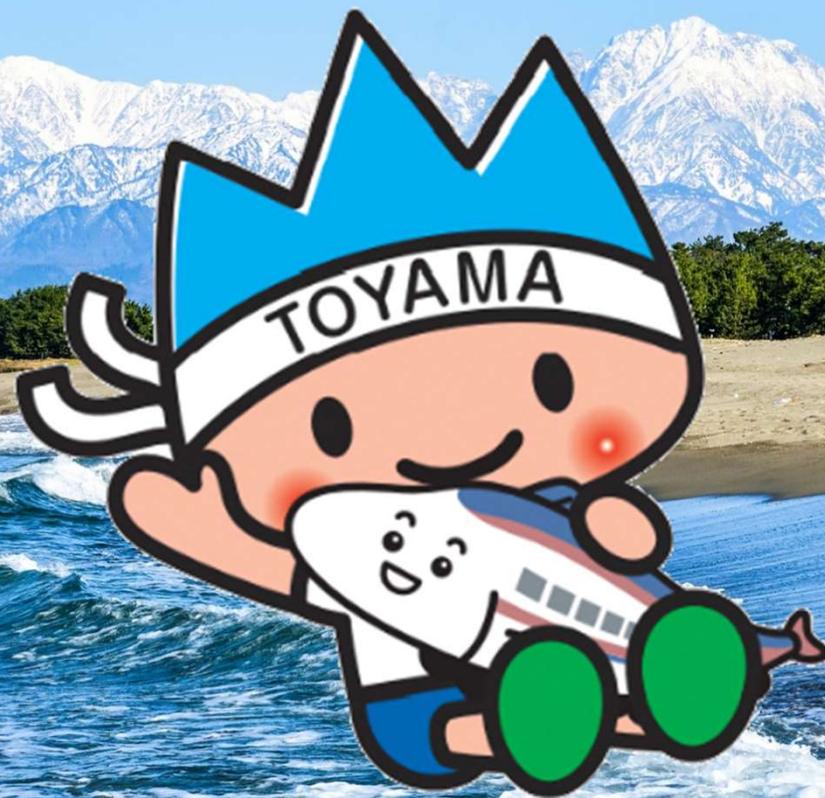


富山県の環境保全の取組みについて



令和6年11月12日(火)

富山県生活環境文化部環境保全課

1 法改正等の動向

水質汚濁防止法関係法令改正

項目	環境基準 人の健康の保護、生活環境の保全の上で、維持されることが望ましい基準	排水基準 工場・事業場からの排出水に含まれる有害物質や生活環境項目の許容限度
六価クロム	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基準値：0.05mg/L以下⇒0.02mg/L以下</u> ・ 施行日：令和4年4月1日 <p>※1日耐容摂取量（TDI）が1.1 μg/kg 体重/日に設定されたことを受けて、基準を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基準値：0.5 mg/L⇒0.2 mg/L</u> ・ <u>施行日：令和6年4月1日</u> <p>※ただし、電気めっき業に属する特定事業場からの排出水には、暫定排水基準として0.5 mg/Lを3年間適用</p> <p>※環境基準の強化に伴い、排水基準を強化（環境基準の10倍）</p> <p style="background-color: yellow; text-align: center;">すべての特定事業場が対象</p>
大腸菌群数 (大腸菌数)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>大腸菌群数⇒大腸菌数</u> ・ 施行日：令和4年4月1日 <p>大腸菌群数は、自然由来の細菌をも含んだ値が検出されると考えられる。よりの確にふん便汚染を捉えることができる大腸菌数に見直し。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基準値：大腸菌群数3,000個/cm³⇒大腸菌数800CFU(コロニー形成単位)/mL</u> ・ <u>施行日：令和7年4月1日</u> <p>環境基準が大腸菌数に見直されたことを踏まえ、大腸菌群数3,000個/cm³に相当する大腸菌数として800CFU/mLを採用。</p> <p style="background-color: yellow; text-align: center;">排水水の量が50m³/日以上の特特定業場が対象</p>

項目	暫定排水基準 直ちに一般排水基準を達成することが困難であると認められる業種に対する、 <u>暫定の排水基準</u>
亜鉛	<p>※電気めっき業に属する特定事業場からの排出水の暫定排水基準が、4 mg/Lのまま令和11年12月10日まで継続予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値：4 mg/L⇒4 mg/L（変更なし） ・ 適用期限：令和6年12月10日⇒令和11年12月10日 ・ 施行日：令和6年12月11日予定 ・ 適用業種：電気めっき業
ほう素及びその化合物	<p>※旅館業（温泉を利用するものに限る）、畜産農業、電気めっき業等10業種に属する特定事業場からの排出水の暫定排水基準が令和7年6月30日に期限を迎えるため、環境省において検討中</p>
ふっ素及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値：業種ごとに設定された値⇒環境省において検討中 ・ 適用期限：令和7年6月30日⇒環境省において検討中 ・ 施行日：令和7年7月1日予定 ・ 適用業種：
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<p>【ほう素】電気めっき業、ほうろう鉄器製造業、下水道業、金属鋳業、旅館業（温泉を利用するものに限る）</p> <p>【ふっ素】ほうろう鉄器製造業、電気めっき業、旅館業（温泉を利用するものに限る）</p> <p>【硝酸性窒素等】下水道業、畜産農業、ジルコニウム化合物製造業、モリブデン化合物製造業、バナジウム化合物製造業、貴金属製造・再生業</p>

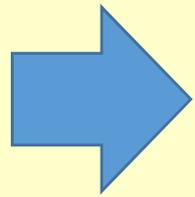
排水基準の遵守、汚染状態の定期的な測定をお願いします。

2 環境保全課からのお願い

冬期間の地下水位低下対策(1/2)

降雪時の消雪設備の一斉稼働により、市街地他で地下水位が大きく低下

⇒令和3年1月と2月の大雪では、富山市を対象とした地下水位低下注意報を発令



地下水位の速やかな回復を図るため、
水位低下時は以下の対策にご協力を！



特に地下水位低下注意報が発令されている地域がある場合
(発令されていない地域も地下水位が大きく低下しています)

工場

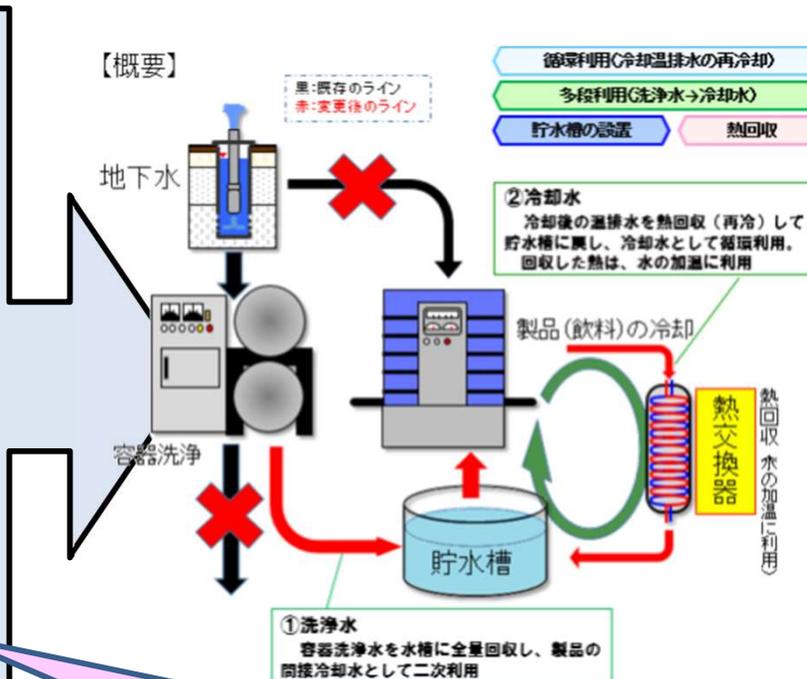
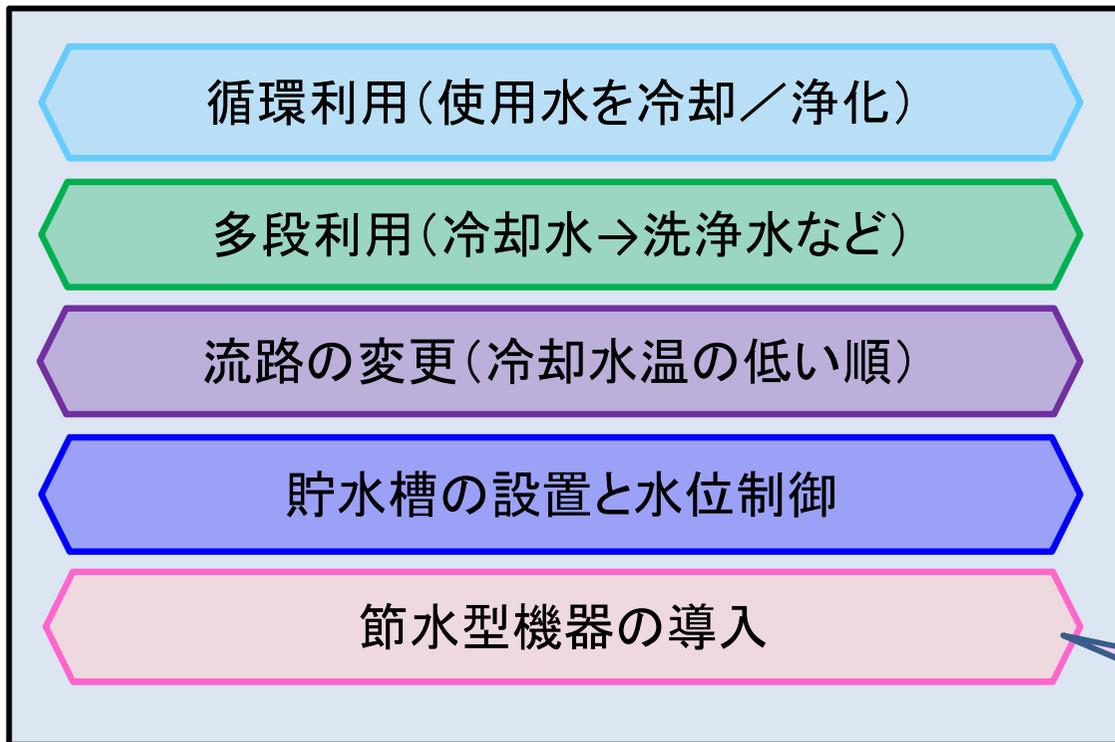
- ・ 緊急性の少ない揚水の一時停止
- ・ 他水源への一時的な切替え
(貯水槽内の貯水の優先利用、工業用水・上水道・再利用水等への切替え等)
- ・ (降雪がなく、路面に残雪がない場合)事業場内の消雪用の散水量の抑制

オフィス

- ・ 使用量削減や従業員への節水の呼びかけ
- ・ (上水道が敷設されている場合)上水道への一時的な切替え 等

⇒(参考)富山市、高岡市などの現在の地下水位 <http://www.chikasui-toyama.jp/>

冬期間の地下水位低下対策(2/2) 【参考】工場等での節水事例



電気代の節約
環境への配慮
社会的要請(客先、ESG投資...)



富山県「地下水節水事例集」より

(https://www.pref.toyama.jp/1706/kurashi/kankyoushizen/kankyou/chikasui_sessuijirei.html)

富山県 地下水節水事例集

検索

水質汚濁事故

1 事故発生件数の推移

年間40件程度で推移し、令和8年度に25件以下を目指す。

水質汚濁事故とは、有害物質や油などを公共用水域（川、海等敷地外）、地下へ流出させる事故

年度	H24	R1	R2	R3	R4	R5	R8(目標)※
発生件数 (件)	53	38	35	35	37	30	25以下

※水質環境計画の指標に位置付け



小分け中の灯油漏えい



交通事故による油流出



化学物質の流出



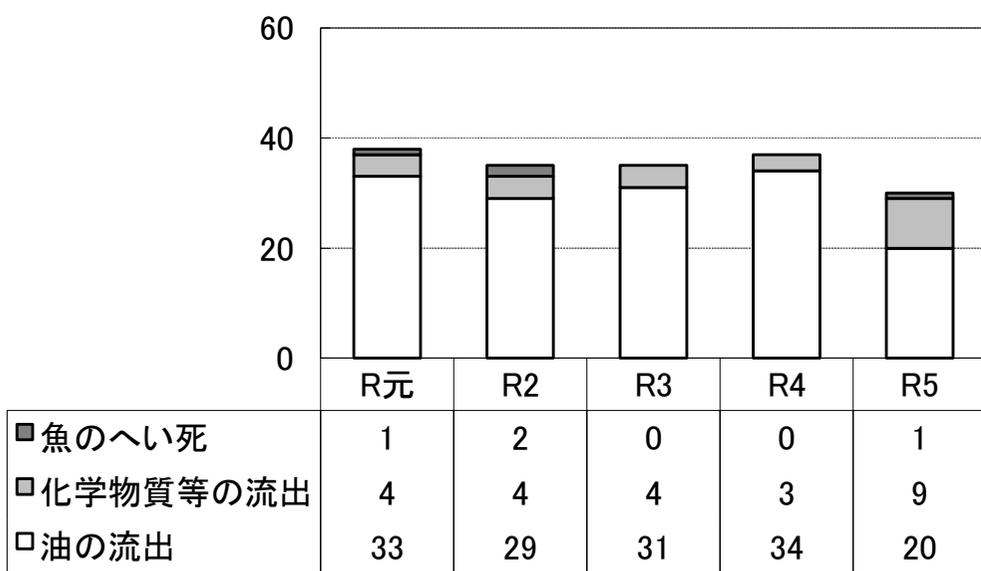
魚類へい死

2 事故の種類の内訳

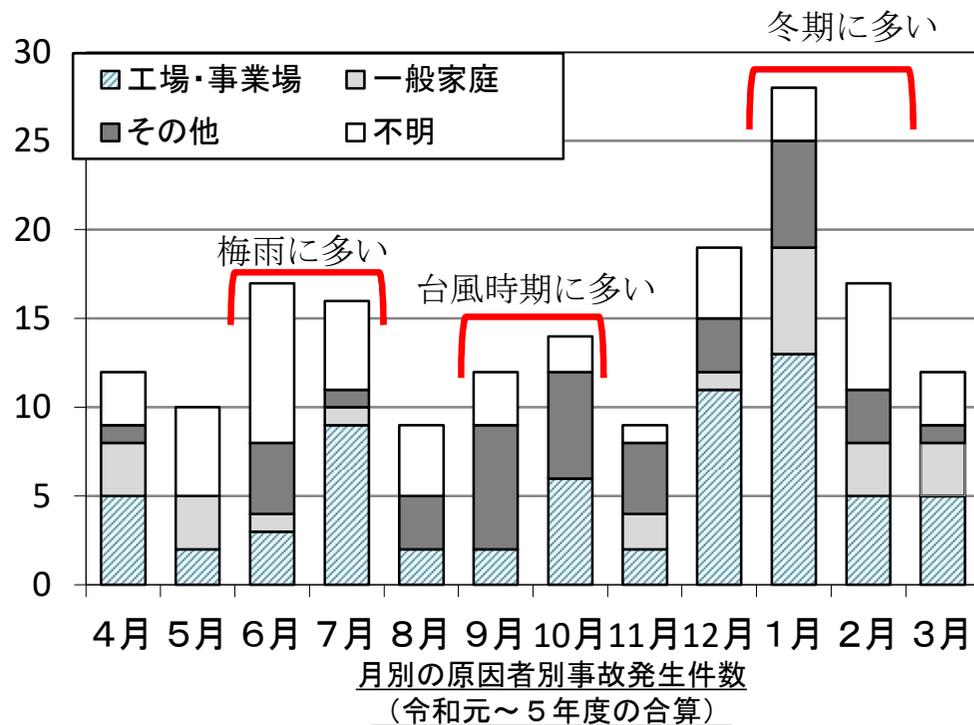
○事故の種類は、灯油などの油の流出（河川に油膜があるなど）が主で、化学物質等の流出、魚のへい死は、数件発生

○梅雨や台風などの大雨の時期に油水分離槽からの油の流出、冬期間に灯油の流出が多い。

○能登半島地震による配管等の破損により、化学物質等の流出事故が発生



種類別事故発生件数の推移



**施設の点検や管理を徹底し、事故の未然防止に努めましょう。
事故時には、迅速かつ的確な応急措置を講ずるとともに、
関係機関に連絡してください。**

事故発生時の対応

事故とは（「工場又は事業場の事故に関する措置要綱」抜粋 昭和43年12月1日 富山県告示第898号）
有害物質等発生施設の故障又は破損、有害物質等を取り扱う者の過失その他の事由により、
有害物質等が排出されることをいう。

平常時の準備

• 応急措置、復旧

- 措置方法
- 社内の実施体制

• 関係機関への速やかな連絡

- 連絡網
- 連絡体制

• 環境影響の把握

- 確認方法
- 社内の実施体制

いつでも、誰でも
対応できる仕組み

- ◆ 届出施設の把握、見える化
- ◆ 事故対応のマニュアル化 など

届出時等の留意事項について(1/3)

届出等に関し、よくある質問事項または誤りなどについてまとめました。

各種届出全般

留意事項	対応法令及び条例	回答
提出先	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 ダイオキシン類対策特別措置法	富山市……………富山市環境保全課 富山市以外…富山県環境保全課
	富山県公害防止条例	各市町村環境担当課
	騒音規制法、振動規制法	各市町環境担当課 (舟橋村のみ県環境保全課)
提出部数	全て	<u>2部</u> (受領印を押した控えが必要な場合はもう1部必要)
届出書の押印	全て	<u>不要</u> (委任状、期間短縮願含む) 令和3年度から一部様式が変更になっているので、県HPから最新様式をダウンロードしてください。
電子申請	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 ダイオキシン類対策特別措置法	<u>氏名等変更届、承継届、使用廃止届</u> について、 <u>富山県電子申請サービス</u> から電子申請可能です。 (富山市以外)

届出時等の留意事項について(2/3)

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、富山県公害防止条例(大気関係)

届出関係

・富山県公害防止条例「粉じん又は有害ガスに係る特定施設」の対象施設一覧表(別紙)をご確認の上、届出漏れがないか今一度ご確認ください。

・集じん機等のブローを有するばい煙発生施設、特定施設においては、届出上の最大排ガス量がブロー能力と等しくなるためご注意ください。(大防法では、法定義務の排ガス測定回数が変わる場合があります)

例: 燃烧計算上の最大排ガス量…15,000m³N/h
集じん機のブロー能力……………40,000m³N/h ⇒届出上の最大排ガス量: 40,000m³N/h

測定関係

・測定値が届出値を超過した場合、至急環境保全課(076-444-3145)まで連絡ください。(濃度、排ガス量他)

・測定口を備えた集合煙突に複数の排ガス測定義務対象施設が接続されている場合は、全ての対象施設に対し、法定の測定回数を実施してください。(測定記録に施設の稼働状況も記録するようにしてください)

例: ボイラーAとボイラーB(年2回測定義務あり)



届出時等の留意事項について(3/3)

水質汚濁防止法

届出関係

※よくある間違い

・「特定施設からの汚水等を産廃処理又は下水道に排出する(公共用水域に排出しない)ので、届出は必要ない」

- ×
- ・特定施設を設置する工場・事業場から排出される水は、**雨水であっても法規制の対象**となり、**届出が必要**です。(ただし、排水の自主測定義務の対象外となる場合があります)
 - ・また、**有害物質使用特定施設の場合**は公共用水域への排出の有無にかかわらず**届出が必要**です。

・「施設の水を循環使用しており、排出は月に1回のメンテナンス時のみなので、特定施設には該当しない」

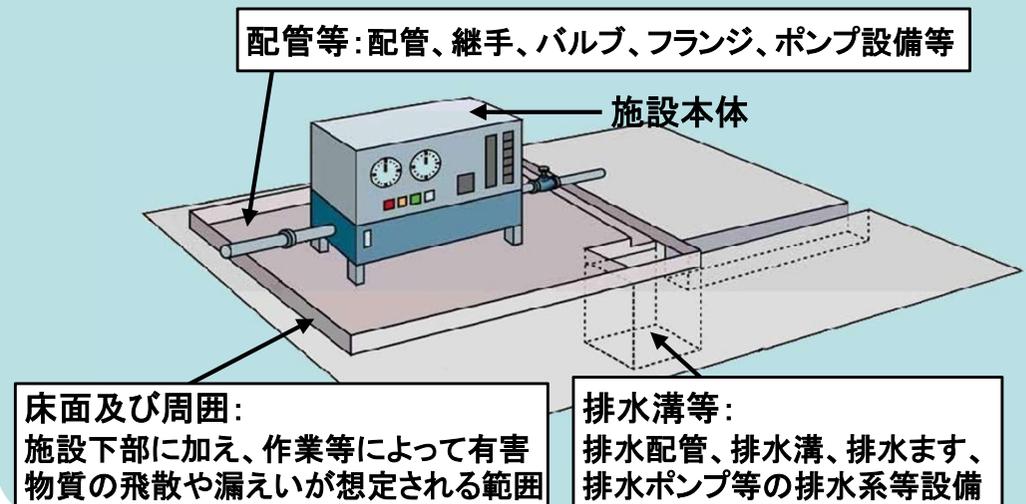
- ×
- 施設から汚水等の排出があることに変わりないため、特定施設に該当します。
施設からの汚水等の排出が洗浄時のみでしか発生しない場合等でも**特定施設に該当**します。

構造等の基準

・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する場合、**有害物質を含む水が地下へ浸透することを防止するための「構造・設備」**が必要です。また、それらについて**定期的な点検・結果の記録・記録の保存**が必要です。

工場・事業場内の特定施設について、有害物質を使用していないか今一度ご確認ください。

〈構造等の基準の適用範囲〉



※環境省の「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を基に作成

各種お問い合わせ先

項目	環境保全課 担当係
<ul style="list-style-type: none">・地下水の保全に関する事・土壌汚染対策に関する事・毒物及び劇物の業務上取扱者に関する事	<p><u>指導係</u> TEL:076-444-3144</p>
<ul style="list-style-type: none">・大気汚染の防止に関する事・アスベストの飛散防止対策に関する事・環境放射能の調査に関する事・宅配便の再配達削減に向けた取組み	<p><u>大気保全係</u> TEL:076-444-3145</p>
<ul style="list-style-type: none">・水質汚濁の防止に関する事・公共用水域・地下水等の調査に関する事・水環境保全活動に関する事	<p><u>水質保全係</u> TEL:076-444-3146</p>

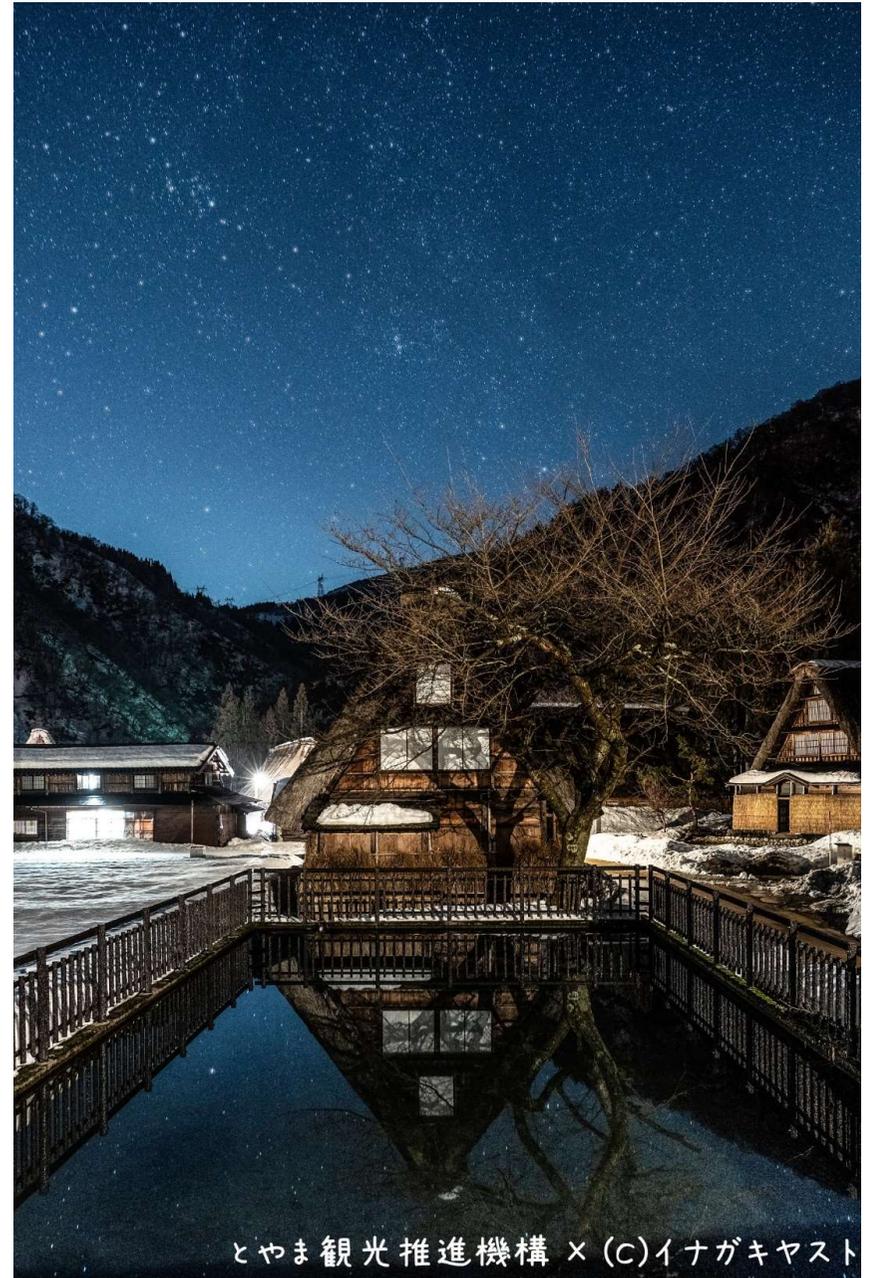
ご清聴ありがとうございました。



富山県HP
環境保全課



富山県公式X(旧twitter)
とやまの水環境
(富山県環境保全課)



とやま観光推進機構 × (C)イナガキヤスト